

4 特別支援学校教育指導の重点

学習指導要領の趣旨や内容を踏まえ、幼児児童生徒の障害の状態や学校・地域の実情に応じた教育を推進する。

【学習指導要領の基本的な考え方】

- (1) 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に準じた教育課程の改善を行うこと
- (2) 学びの連続性を確保する視点で、一人一人の障害の状態等に応じた指導の充実を図ること
- (3) 自立と社会参加に向けた教育の充実を行うこと

1 社会に開かれた教育課程の実現と特色ある学校づくりの推進

幼児児童生徒の障害の状態や特性、学校や地域の実態に応じた教育課程を編成し、教育目標を学校と地域社会が共有して連携・協働しながら特色ある学校づくりを進める。

2 幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズへの対応

障害による学習上や生活上の困難を改善するために、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズの把握と本人・保護者の意思に基づいた合理的配慮の提供を行うとともに、「個別の教育支援計画」等を作成・活用して、効果的な指導・支援を行う。

3 専門性の向上と授業改善

幼児児童生徒が実態に応じた主体的・対話的で深い学びを通して持てる力を高められるよう、障害特性等の専門的な理解を深めるとともに、授業改善の取組を通して各教科等の授業実践力の向上に努める。

4 キャリア教育の充実

将来の生活や社会と関連づけながら、幼児児童生徒の社会的・職業的自立をめざし、早期からのキャリア発達を促す教育を行う。

5 センター的機能の充実

発達障害等への対応について、特別支援学校教員の専門性を高めつつ、地域の関係機関と連携しながら支援にあたるなど、小・中・高等学校等に対する支援の充実に努める。

【本年度の重点】

- ① 障害のある幼児児童生徒一人一人の将来の姿を明確にし、本人・保護者の意向を踏まえた「個別の教育支援計画」を作成し、各学部間での一貫性のある、きめ細かな指導・支援に努める。
- ② 学習指導要領の理解を深め、1人1台端末等の支援機器の活用も図りながら、主体的・対話的で深い学びを通して、各教科等の指導の充実に努める。
- ③ 生徒の就労への意欲と技能の向上を図るとともに社会的自立に必要な資質・能力を育むため、職業教育について、一層の工夫・改善に努める。